

外国語教育メディア学会 学会機関誌 編集規定

1989.8.7 施行
1994.8.3 改訂
2000.7.31 改訂
2008.8.4 改訂
2010.8.3 改訂
2012.8.7 改訂
2013.8.7 改訂
2017.8.5 改訂

- 第1条 本規定は、外国語教育メディア学会（以下、本会）会則第5条2）に基づく学会機関誌 *Language Education & Technology*（以下、本誌）の編集および発行に関して定めたものである。
- 第2条 本誌は外国語教育メディア学会の機関誌として、毎年少なくとも1回発行する。ただし、掲載論文の数、その他の事由によって、理事会の承認を得て発行を調整することがある。
- 第3条 本誌は原則として本会会員による研究論文および実践報告を掲載することとする。
- 第4条 投稿できる研究論文および実践報告は未公刊のものに限る。
- 2 執筆者が複数の場合、掲載される執筆者名は本会会員に限る。
 - 3 研究論文・実践報告の別は執筆者が投稿申込時に指定し、編集委員・査読者はその変更を提案、あるいは示唆しない。
- 第5条 投稿原稿は、本会会則第13条第6項で定める編集委員と編集委員会規定第3条2項で定める査読者（以下、査読担当者）による査読審査を経て、編集委員会において掲載可否が決定される。
- 2 編集委員会は査読審査の結果に基づき、投稿原稿の修正を投稿者に求めることができる。
 - 3 査読担当者が本誌に研究論文あるいは実践報告を投稿した場合は、当該論文の査読審査を担当しないこととする。
- 第6条 投稿された研究論文および実践報告は、原則として担当編集委員1名と2名の査読担当者が以下の審査基準に基づき審査し、掲載可否について編集委員会に提案することとする。
- 2 研究論文については、「論理・構成の明確さ、一貫性」「内容の充実度」「独創性」の観点から審査し、5点満点で評価する。
 - 3 実践報告については、「独創性」「妥当性（主張を裏付けるデータの質と量）」「充実度」の観点から審査し、5点満点で評価する。
 - 4 いずれの場合も、2名の査読担当者による評価点に3点以上の差違がある場合は、担当編集委員の判断に委ねる。
 - 5 担当編集委員は、評価点の平均が4.0点以上の場合には再審査せずに掲載可、3.0点以上の場合には再審査の上、掲載可否を判断し、3.0点未満の場合は掲載不可として、編集委員会に提案する。
 - 6 再審査の際には担当編集委員が掲載可否について判断し、判断が困難な場合は編集委員長が掲載可否を判断し、編集委員会に提案する。
 - 7 本誌当該号に掲載される他の論文と比較して、内容・体裁のいずれか、あるいはその両面において掲載に十分な水準に達していないと編集委員長が判断する場合は、担当編集委員の判断に関わらず、当該論文を掲載不可とすることができます。
- 第7条 本誌に掲載された論文等の著作権はその副次的使用権を含め、全て本会が所有する。
- 2 本誌に掲載された論文等を、本会の許可なく無断で複製あるいは転載することはできない。複製あるいは転載する場合は、文書による承認を受けなければならない。

- 第8条 印刷に際し特別に費用を要する原稿については、執筆者の負担とする。
- 第9条 編集業務に関する通信は全て編集委員会事務局宛とする。
- 第10条 本規定の変更は、編集委員の三分の二以上の議決を経た後、理事会の承認を得なければならぬ。